

議案第 6 6 号

さいたま市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 2 月 9 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市下水道条例の一部を改正する条例

さいたま市下水道条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 7 0 号）の一部を次のよう
に改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第 1 7 条 使用料の額は、<u>次の各号に掲げる使用料の区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</u></p> <p>(1) <u>基本使用料 1 月につき 6 9 3 円</u></p> <p>(2) <u>従量使用料 汚水排水量（定例日現在において算定した汚水排水量を各月均等とみなして算定した 1 月における汚水排水量で、1 立方メートル未満の端数が生じたときは、定例日の属する月分の端数は切り捨て、その前月分の端数は 1 立方メートルとして算定したものをいう。）を次の表の左欄に掲げる汚水排水量の区分に応じて区分し、当該区分に応じた汚水排水量に同表の右欄に定める基準額を乗じて得た額を合算した額</u></p>	<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第 1 7 条 使用料の額は、<u>定例日現在において算定した汚水排水量を各月均等とみなして算定した 1 月における汚水排水量（各月の汚水排水量に 1 立方メートル未満の端数が生じたときは、定例日の属する月分の端数は切り捨て、その前月分の端数は 1 立方メートルとして算定する。）を次の表の左欄に掲げる汚水排水量の区分によって区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる額を適用して得た額を合算して得た額に 1 0 0 分の 1 0 5 を乗じて算定するものとする。この場合において、当該算定した額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u></p>

汚水排水量の区分	基準額（1立方メートルにつき）
10立方メートルまでの分	15円75銭
10立方メートルを超え30立方メートルまでの分	116円55銭
30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	143円85銭
50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	175円35銭
100立方メートルを超え200立方メートルまでの分	215円25銭
200立方メートルを超え500立方メートルまでの分	235円20銭
500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	276円15銭
1,000立方メートルを超え5,000立方メートルまでの分	297円15銭
5,000立方メートルを超える分	317円10銭

2・3 [略]

汚水排水量	基準額	
1立方メートルから10立方メートルまで	660円	
10立方メートルを超え30立方メートルまで	1立方メートルにつき	87円
30立方メートルを超え50立方メートルまで		101円
50立方メートルを超え100立方メートルまで		121円
100立方メートルを超え200立方メートルまで		148円
200立方メートルを超え500立方メートルまで		161円
500立方メートルを超え1,000立方メートルまで		188円
1,000立方メートルを超え5,000立方メートルまで		202円
5,000立方メートルを超えるもの		215円

2・3 [略]

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成22年6月1日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後のさいたま市下水道条例第17条第1項の規定は、平成22年7月分として徴収する使用料から適用し、同年6月までの分として徴収する使用料については、なお従前の例による。